

身体拘束等適正化のための指針

一般社団法人 南風

就労支援事業所 南風 i

【身体拘束等適正化のための指針】

1. 理念

身体的拘束は利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束防止に向けた意識を持ち、身体的拘束をしない支援の実施を心がけます。

2. 根拠となる法律（障害者虐待防止法）

身体拘束を行う場合は、下記の要件を全て満たすことが必要です。

- ・切迫性：生命または身体が危険にさらされる緊急性が著しくたかいこと
- ・非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- ・一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

3. 基本方針

（1）身体拘束の防止に努めます。

やむを得ず一時性の身体拘束を行う可能性がある項目（身体を抑える拘束）

- ・自傷、他害行為があった場合、またはそれを抑制する場合
- ・施設内活動時における事故等からの危険回避、パニック、発作時等
- ・施設外活動時における事故等からの危険回避、パニック、発作時等
- ・クールダウンのための個室静養時（個室閉鎖的な拘束）

（2）研修の実施

- ・定期的な研修を実施（年1回）
- ・新採用職員に対する身体拘束禁止、改善のために研修実施
- ・その他必要に応じて研修や事例検討などの実施

（3）委員会の実施

- ・身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善の検討を行う。
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合には検討を行う。
- ・身体拘束を実施した場合の解除を検討する。
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導を行う。

（4）身体拘束記録

- ・身体拘束を行った場合は、経過記録を用いて心身の状態や内容、目的、理由、拘束時間及びやむを得なかった理由などを記入する。

(5) 身体拘束の解除（報告）

- ・記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。

(6) 利用者、家族への説明

- ・身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間など記録をもとに説明を行い、十分な理解が得られるように努めます。

4. 指針の閲覧について当法人の身体的拘束等適正化のための指針は、求めに応じ利用者及び家族等が閲覧できるようにすると共に、ホームページに公表します。

附則 令和4年4月1日より施行します。